

# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

JANUARY 2022  
 VOL.642

# 1

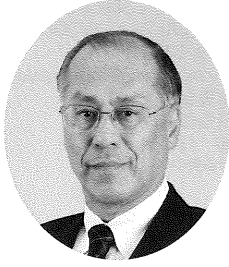


潤沼の夜明け(茨城町)

写真提供者：水戸市 水谷 啓一氏

## ●2022 1月号 CONTENTS●

茨城労働基準協会連合会会長 年頭挨拶…………… 2	令和4年度 労働安全衛生行事・各種講習会等実施予定一覧… 10
茨城労働局長 年頭挨拶…………… 3	令和4年度 安全衛生関係講習予定表…………… 11
茨城労働局長がベストプラクティス企業を訪問…………… 4	技能講習受講料及びテキスト代一覧表…………… 13
安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか?… 5	特別教育等受講料及びテキスト代一覧表…………… 13
脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント… 6	講習会のご案内…………… 14
常時雇用する労働者数が301人以上の企業において	労働保険概算保険料(第3期分)の納付は1月31日までに… 15
正規雇用労働者の中途採用比率の公表が必要となります… 8	一部技能講習等受講料改定のお知らせ…………… 15
ハローワークインターネットサービスを活用して	県内の労働災害発生状況速報…………… 15
人材を募集しませんか?…………… 9	茨城県最低賃金…………… 16



# 年 頭 挨拶

(一社)茨城労働基準協会連合会

会長 村 島 英 嗣

令和4年の新春にあたり、謹んでお慶び申し上げます。  
旧年中は、当連合会の事業運営につきまして、ご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございました。

令和3年の事業運営につきましては、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大により、様々な制限を余儀なくされました。特に、昨年は緊急事態宣言が繰り返し発令され、技能講習や特別教育等も一部には中止せざるを得ないものも発生し、開催できても、受講者数の制限など感染防止対策による制約を余儀なくされました。受講をご希望される多くの皆様にご迷惑とご心配をおかけいたしました。改めてお詫び申し上げます。

ワクチン接種が進む中で10月以降は感染者が激減し、緊急事態宣言解除とともに、徐々に正常な日程での講習会開催が行えるようになってきております。未だ、安心できる状況とは言い難いですが、引き続き感染防止対策に万全を期しながら、ウイズコロナ・アフターコロナを視野にいれ、業務運営に万全を期したいと思います。ご不便をおかけしますがご理解を賜りますようお願い申し上げます。

昨年の国内経済は、引き続き新型コロナウイルスの感染状況に左右される一年となりました。生産活動は、前半は海外需要の回復を受けて持ち直したものの、半導体などの供給制約や原油をはじめとする資源価格の高騰などの影響もあり、年後半は持ち直しの動きに足踏みがみられました。個人消費は、変異株ウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令などにより、前半は対面型サービス業を中心に厳しい状況となりましたが、年後半は感染状況が落ち着くにつれ、消費マインドにも持ち直しの動きがみられました。

茨城県の経済情勢も、新型コロナの影響を受け、国内経済と同様に推移しました。企業の景況感についても、緊急事態宣言の影響による足踏みから再び改善に向かうことが期待される一方、資源価格の高騰と与える影響への懸念も強まっています。

こうしたなか、県内の雇用情勢は、求人数の持ち直しなどにより求人倍率の上昇傾向が続くなど、労働需給の改善が続きました。もっとも、宿泊・飲食サービス業では求人数の前年割れが

続いており、新型コロナの影響が大きい業種を中心に、引き続き国などによる雇用維持支援が求められます。

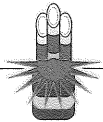
本年も、各企業において、感染拡大防止と経済活動の両立が求められます。同時に、世界的な潮流である脱炭素化の動きも踏まえ、DX(デジタルトランスフォーメーション)などによる業務効率化や生産性向上の取り組みが拡がることが期待されます。

このような情勢の中で、労働分野を巡っては、昨年「非正規雇用労働者の待遇改善」を目的とする同一労働同一賃金に関わる法令が全面施行されたことにより、「働き方改革関連法」が出そろったこととなります。他方、働き方改革の一貫として推奨されてきました時差出勤等の新たな労働時間管理や、「テレワーク」などが、新型コロナ感染症対策として俄かに注目を浴び、大企業やIT企業を中心に導入が進むという状況も生まれています。当連合会としても、働き方改革推進のため、事業場等への積極的支援に引き続き取り組んでいきたいと思っております。

県内の労働災害については、昨年10月までに死亡者は19人となり、前年同期と比べ3人の増加、休業4日以上死傷者は2,665人で、前年同期と比べ385人の増加となりました。コロナ禍で産業活動が低下する中、労働災害が増加するという事態となっています。このため、昨年9月30日、「これ以上の死亡災害を発生させないために(茨城労働局長メッセージ)」が関係団体に対して発出されました。メッセージでは死亡災害について、高所からの墜落や機械へのはさまれ、巻き込まれと言った、基本的な安全対策を講じていれば防止できた災害、また高齢者の災害が目立っているとされ、「経営トップをはじめとする関係者全員が『安全はすべてに優先する』という意識を共有」することを呼びかけられています。

当連合会は、労働災害防止を始めとする、労働福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的に、各種事業の推進を図ってきているところでありますが、上記のような状況を踏まえ、引き続き関係機関及び団体との連携の下に、新たな年に向けて、労働安全衛生教育等の事業推進に努めてまいります。

結びに、皆様方のご繁栄とご健康を心からご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



## 頌 春

- (一社)茨城労働基準協会連合会 会長
- 副 会 長
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 安全衛生部 会長
- (一社)水戸労働基準協会 会長
- (一社)日立労働基準協会 会長

- 村 島 英 嗣
- 株 木 貴 史
- 椎 名 一 弘
- 塚 田 陽 威
- 斉 藤 一 恵
- 石 津 健 光
- 塚 田 陽 威
- 株 木 貴 史
- 椎 名 一 弘

- (一社)土浦労働基準協会 会長
- (一社)筑西労働基準協会 会長
- (一社)古河労働基準協会 会長
- (一社)太田労働基準協会 会長
- (一社)常総労働基準協会 理事長
- (一社)龍ヶ崎労働基準協会 会長
- (一社)鹿島労働基準協会 会長

- 塚 田 陽 威
- 小 薬 拓 巳
- 斉 藤 一 恵
- 大 藤 博 文
- 山 野 井 周 一
- 大 野 操
- 石 津 健 光



# 年 頭 挨拶

茨城労働局長

下 角 圭 司

新年明けましておめでとうございます。

日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響から、以前とは全く異なる対応が必要となり、皆様方も相当ご苦労されているものと思います。まだしばらくは、感染拡大について予断を許さない状況が続くと考えられますので、職場における感染予防対策の取組をよろしくお願いいたします。

県内の雇用情勢も、求人が求職を上回って推移し一部に持ち直しの動きが見られますが、求人は弱含んでおり、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響を引き続き注視していく必要があります。

さて、働き方改革関連法が平成31年4月以降順次施行され、時間外労働の上限規制が、建設業や医師、自動車運転者などの一部の業種・職種を除き、中小企業の皆様にも既に適用されています。過労死等を含む過重労働による健康障害防止のためにも順守されますようよろしくお願いいたします。

また、職場におけるパワーハラスメントの雇用管理上の措置義務の対象については、本年4月から中小企業にも拡大されることになります。

茨城労働局では、県内各労働基準監督署に「労働時間相談・支援コーナー」を設けているほか、「茨城働き方改革推進支援センター」を設置し、セミナーの開催や個別相談、また、働き方改革推進支援助成金などもご活用いただきながら、働き方改革関連法に対応した適切な労務管理が確保できるよう、中小企業・小規模事業者等の支援を行っています。引き続き皆様方のお力をお借りしつつ、茨城労働局・各労働基準監督署が一丸となって茨城県における「働き方改革」を確実に推進してまいりたいと考えております

ので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

県内の労働災害防止の取組につきましては、労働災害が増加傾向にある業種を重点業種として集中的に取り組むなどの各種施策を推進しているところですが、休業4日以上 の被災者は、昨年11月末現在で2,946人と、一昨年の同時期の2,546人に比べ400人の大幅な増加となり、特に建設業と社会福祉施設での増加が目立ちます。中でも、一昨年の同時期より3人多い19人の尊い命が失われたことは痛恨の極みです。

このような中、昨年の12月1日から本年1月31日までを「年末年始労働災害防止強化運動期間」とし、関係団体へ注意喚起を実施するとともに、各労働基準監督署においては、建設現場の監督指導等を強化するなど、労働災害防止に向けた様々な取組を進めています。この一年、オール茨城で労働災害のない職場づくりを目指しましょう。

茨城県最低賃金については、昨年10月1日から時間額879円と大幅に引上げられており、これに伴う賃金引上げにより影響を受ける中小企業事業者への支援として、業務改善助成金などの活用の周知についても、しっかりと取り組んでまいります。

労災補償に関しては、精神障害事案など、複雑・困難事案が増加する傾向にある中、引き続き、迅速・適正な処理に努めてまいります。

皆様方におかれましては、これら労働行政の各種施策の推進につきまして、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人茨城労働基準協会連合会及び各労働基準協会並びに会員の皆様のみまますのご発展とご健勝を祈念申し上げます、年頭の挨拶とさせていただきます。



## 謹 賀 新 年

茨 城 労 働 局 長  
 総 務 部 長  
 労 働 保 険 徴 収 室 長  
 雇 用 環 境 ・ 均 等 室 長  
 労 働 基 準 部 長  
 監 督 課 長  
 健 康 安 全 課 長  
 賃 金 室 長  
 労 災 補 償 課 長

下 角 圭 司  
 浦 橋 武  
 菊 地 豊  
 関 英 之  
 田 中 稔  
 岡 崎 暁  
 土 田 容 子  
 荻 野 辰 昭  
 大 内 理 沙

水 戸 労 働 基 準 監 督 署 長  
 日 立 労 働 基 準 監 督 署 長  
 土 浦 労 働 基 準 監 督 署 長  
 筑 西 労 働 基 準 監 督 署 長  
 古 河 労 働 基 準 監 督 署 長  
 常 総 労 働 基 準 監 督 署 長  
 龍 ヶ 崎 労 働 基 準 監 督 署 長  
 鹿 嶋 労 働 基 準 監 督 署 長

小 室 順  
 尾 畑 宏 忠  
 熊 岡 秀 織  
 狩 野 直 美  
 山 口 俊 宏  
 大 久 保 一 樹  
 大 畠 成 明  
 中 村 剛

# 茨城労働局長が、働き方改革に積極的に取り組む ベストプラクティス企業への職場訪問を行いました

～訪問企業 カゴメ株式会社 茨城工場～

## 茨城労働局監督課

下角圭司茨城労働局長は、11月の「過重労働解消キャンペーン」の一環として、11月25日(木)、長時間労働の削減を始めとする働き方改革に向け、積極的な取り組みを行うベストプラクティス企業として、カゴメ株式会社茨城工場(小美玉市羽鳥)を訪問しました。

訪問当日は、森藤哲男工場長、菅谷直志生産管理課長から取組について説明を受けるとともに、意見交換等を行いました。

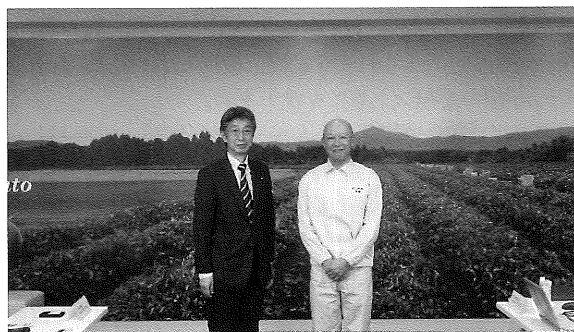
同工場では、トマト具材の入った業務用のソースやケチャップ、野菜・果物ジュース、乳酸菌飲料などを製造し、自然の恵みを活かした商品を通して、人々の健康に貢献してきました。

同社では、企業が競争力を維持し続けるためには、従業員が健全な状態で、安心して働き活きと働ける職場環境を整備することが重要であるとして、長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進等の働き方改革に取り組み、従業員の働きやすさ、働きがいの向上を目指しています。

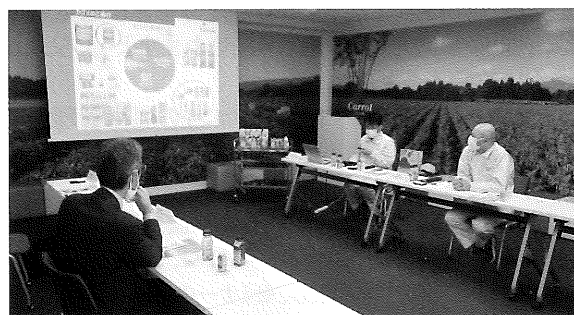
同工場では、年間総労働時間1850時間以内、有給休暇取得率90%以上を目標として設定し、達成しています。目標が達成できた理由の一つが、従業員の多能工化の推進です。自分が休んでも代わりがいるという安心感があることで、有給休暇を取得しやすい環境が作り出されています。そのほか、時間有休制度の導入や、年間で有休取得日をあらかじめ設定するなどの工夫がみられます。

また、従業員の働きやすさ、働きがいの向上のために、女性や体力の弱い人でも工場の現場で活躍できるよう、重筋作業の削減、深夜勤務の削減に取り組んでいます。重筋作業とは、重量物の持ち上げや移動等の筋力に負担がかかる作業のことで、作業の自動化や省力化により重筋作業の削減に取り組んでいます。作業の省力化のために、「標準化実践技能士」がリーダーシップを発揮し、チーム単位で現場主導の改善活動に取り組んでいます。

さらに、健康保持増進計画として「カゴメ健康7か条」を策定し、ウォーキングキャンペーンやベジチェック(どれだけ野菜を採れているかを数値化)の発信、健康セミナーの開催等を実施しています。



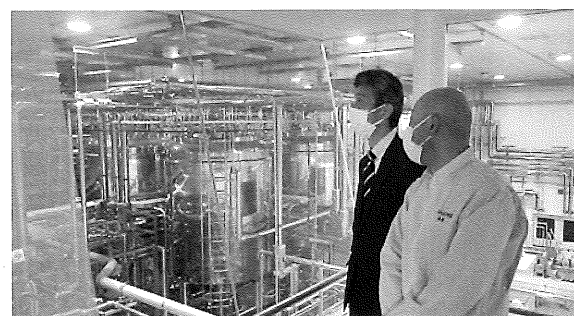
森藤工場長(右)と下角労働局長(左)



森藤工場長(右)・菅谷生産管理課長(中)からのご説明



女性社員の方々との意見交換

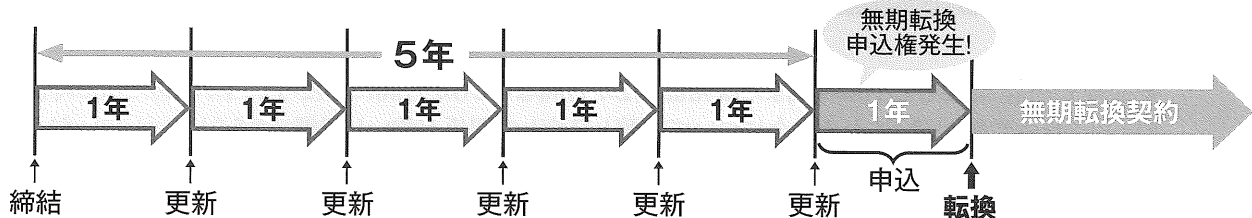


工場視察の様子

## 安心して働くための「無期転換ルール」をご存知ですか？ 平成30年4月から、多くの方に無期転換申込権が発生しています。 まずは契約期間の確認を!!

### ▶無期転換ルールとは

同一の使用者(企業)との間で有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときには、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できるルールです。(労働契約法第18条)



### ▶対象となる方は

対象となる方は、原則として契約期間に定めがある有期労働契約が通算5年を超える全ての方です。契約社員やパート、アルバイトなどの名称は問いません。

### ▶無期転換の申込みは、書面で行うことをお勧めします

無期転換の申込権の発生後、働く方が会社に対して無期転換する旨を申し出た場合、無期労働契約が成立します(会社は断ることはできません)。この申込みは口頭でも法律上は有効ですが、後のトラブルを防ぐため、書面で行うことをお勧めします。

### 雇止め・契約期間中の解雇等について

無期転換ルールの適用を意図的に避けることを目的として、無期転換申込権が発生する前に雇止めや契約期間中の解雇を行うことは、労働契約法の趣旨に照らして望ましいものではありません。

- 有期労働契約の満了前に使用者が更新年限や更新回数などの上限などを一方的に設けたとしても、不当な雇止めとして許されない場合がありますので、慎重な対応が必要です。
- 契約期間の途中で解雇することは、やむを得ない事由がある場合でなければ認められません。

### 高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例

#### ▶有期雇用特別措置法とは

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、5年を超えるプロジェクトで有期契約の高度専門職を雇用する事業主や、定年後5年を超えて継続雇用を行う事業主には、雇用管理に関する特別の措置を講じた場合、無期転換申込権発生までの期間に関する特例が適用されます。

#### ▶特例の内容

##### ①高度専門職の特例

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主に雇用され、
- 高収入で、かつ高度の専門的知識を有し、
- その高度の専門的知識等を必要とし、5年を超える一定の期間に完了する業務に従事する。

有期雇用労働者(高度専門職)については、そのプロジェクトに従事している期間は、無期転換申込権が発生しません。

##### ②継続雇用の高齢者の特例

- 適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、
- 定年に達した後、引き続き雇用される有期雇用労働者(継続雇用の高齢者)については、その事業主に定年後引き続き雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

#### ▶手続き・その他参考情報

特例の適用を受けるためには、雇用管理措置に関する計画の認定申請が必要です。詳しくは厚生労働省HP ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/index.html))をご覧ください。

また、無期転換ルールの概要やメリット、無期転換ルールに関する特例の詳細については「無期転換ポータルサイト」(<https://muki.mhlw.go.jp/>)をご覧ください。

【問い合わせ先】茨城労働局 雇用環境・均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 TEL029-277-8295

# 脳・心臓疾患の労災認定基準 改正に関する4つのポイント

脳・心臓疾患の労災認定基準が改正されました。

事業主・労働者の皆さまは、ご不明な点がありましたら最寄りの窓口までご相談ください。

## 1

### 長期間の過重業務の評価にあたり、労働時間と労働時間以外の 負荷要因を総合評価して労災認定することを明確化しました

#### 【改正前】

発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を  
超える時間外労働が認められる場合について業務と発症との関係が強いと評価できることを示していました。

#### 【改正後】

上記の時間に至らなかった場合も、これに近い時間外労働を行った場合には、「労働時間以外の負荷  
要因」の状況も十分に考慮し、業務と発症との関係が強いと評価できることを明確にしました。

業務と発症との  
関連が強いと評価

労働時間

発症前1か月間に100時間  
または  
2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働の  
水準には至らないがこれに近い時間外労働

+

一定の労働時間以外の負荷要因

## 2

### 長期間の過重業務、短期間の過重業務の労働時間以外の 負荷要因を見直しました

労働時間以外の負荷要因の見直しを行い、**太字**の項目を新たに追加しました。

労働時間以外の負荷要因	勤務時間の不規則性	拘束時間の長い勤務
		<b>休日のない連続勤務</b>
		<b>勤務間インターバルが短い勤務</b> ※「勤務間インターバル」とは、終業から次の勤務の始業 までをいいます
		不規則な勤務・交替制勤務・深夜勤務
	事業場外における 移動を伴う業務	出張の多い業務
		<b>その他事業場外における移動を伴う業務</b>
	<b>心理的負荷を伴う業務</b> ※改正前の「精神的緊張を伴う業務」の内容を拡充しました	
	<b>身体的負荷を伴う業務</b>	
	作業環境 ※長期間の過重業務では付加的に評価	温度環境
		騒音

### 3 | 短期間の過重業務、異常な出来事の業務と発症との関連性が強いと判断できる場合を明確化しました

業務と発症との関連性が強いと判断できる場合として、以下の例を示しました。

短期間の過重業務	発症直前から前日までの間に特に過度の長時間労働が認められる場合
	発症前おおむね1週間継続して、深夜時間帯に及ぶ時間外労働を行うなど過度の長時間労働が認められる場合
異常な出来事	業務に関連した重大な人身事故や重大事故に直接関与した場合
	事故の発生に伴って著しい身体的、精神的負荷のかかる救助活動や事故処理に携わった場合
	生命の危険を感じさせるような事故や対人トラブルを体験した場合
	著しい身体的負荷を伴う消火作業、人力での除雪作業、身体訓練、走行等を行った場合
	著しく暑熱な作業環境下で水分補給が阻害される状態や著しく寒冷な作業環境下での作業、温度差のある場所への頻回な出入りを行った場合

### 4 | 対象疾病に「重篤な心不全」を新たに追加しました

#### 【改正前】

不整脈が一義的な原因となった心不全症状等は、対象疾病の「心停止（心臓性突然死を含む）」に含めて取り扱っていました。

#### 【改正後】

心不全は心停止とは異なる病態のため、新たな対象疾病として「重篤な心不全」を追加しました。「重篤な心不全」には、不整脈によるものも含まれます。

#### 【以下の点はこれまでと変更ありません】

- ・「長期間の過重業務」、「短期間の過重業務」、「異常な出来事」により業務の過重性を評価すること
- ・「長期間の過重業務」について、発症前1か月におおむね100時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できること

#### 労災認定の請求に関する詳しい情報・お問い合わせ

最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

[全国の労働基準監督署一覧](#)



[脳・心臓疾患の労災補償について](#)  
(厚生労働省のホームページ)



(事業主の方へ)

# 常時雇用する労働者数が301人以上の企業において 正規雇用労働者の中途採用比率の公表が必要となります

常時雇用する労働者<sup>※1</sup>が301人以上の企業は、求職者が容易に閲覧できるかたちで「直近の3事業年度<sup>※2</sup>の各年度について、採用した正規雇用労働者の中途採用<sup>※3</sup>比率」を公表することが必要となります。公表は、おおむね年に1回、公表した日を明らかにして、インターネットの利用やその他の方法で行います。

■ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則(昭和41年労働省令第23号)

※1「常時雇用する労働者」とは、雇用契約の形態を問わず①期間の定めなく雇用されている者、②過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者のいずれかを満たす労働者を指します。

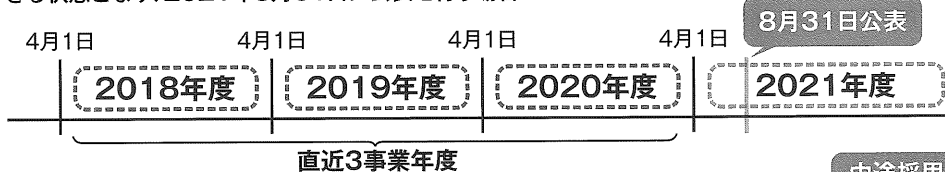
※2「直近の3事業年度」とは、事業年度における正規雇用労働者の採用活動が終了し、正規雇用による中途採用者の状況を「見える化」することができる状態となった最新の事業年度を含めた3事業年度を指します。

※3「中途採用」とは「新規学卒等採用者以外」の雇入れを指します。

## 公表の方法・例

### 1. 直近3事業年度の考え方

4月1日～3月31日の事業年度の企業が、2020年度の採用活動を終了し、正規雇用労働者の中途採用比率の公表ができる状態となり、2021年8月31日に公表を行う場合



### 2. 正規雇用労働者の中途採用比率の計算方法

	正規雇用労働者の採用数(A)	うち 中途採用者(B)	公表する中途採用比率 (B/A*100により算出した比率の 小数点以下第一位を四捨五入)	
			計算式	比率
2018年度	46人	16人	$16/46*100=34.78\dots$	≒ 35%
2019年度	32人	13人	$13/32*100=40.62\dots$	≒ 41%
2020年度	38人	7人	$7/38*100=18.42\dots$	≒ 18%

### 3. 公表

#### 労働施策総合推進法に基づく中途採用比率の公表(A社HP)

	2018年度	2019年度	2020年度
正規雇用労働者の 中途採用比率	35%	41%	18%

公表日:2021年8月31日



人材採用を検討されている事業主の皆さまへ

1日約40万人がアクセス

## ハローワークインターネットサービスを 活用して人材を募集しませんか？

厚生労働省では、ハローワークの求人情報を検索・閲覧できるウェブサイト「ハローワークインターネットサービス」を整備し、1日約40万人の方にアクセスいただいています。

ハローワークに来所される方だけでなく、ウェブサイトを通じて多くの方々に求人情報を発信することができますので、是非、ハローワークへの求人申込みをご検討ください。

ハローワークインターネットサービスHP  
<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

求人申込み手続きの流れ  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job\\_offer01.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/job_offer01.html)

### インターネットでの求人申込みも可能です

ハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設すると、会社のパソコン等から、

- 求人申込（求人内容の変更、取消等）
- 求職者マイページからの応募の受付（オンラインハローワーク紹介 等） 新機能
- ハローワークから紹介を受けた応募者の管理
- 選考結果のハローワークへの連絡（登録）
- 求職情報の検索

などが可能となります。（一部サービスはハローワークへの来所が必要です）

詳しくは、ハローワークインターネットサービスHPをご確認ください。

ご不明な点は、所在地を管轄するハローワークまでご相談ください。

求人者マイページできること  
[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent\\_possible.html](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/enterprise/ent_possible.html)



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

# 令和4年度 労働安全衛生行事・各種講習会等実施予定一覧

## (一社)茨城労働基準協会連合会・県内各地区労働基準協会

### I 行事

全国安全週間：準備期間 6月1日～30日                      本週間 7月1日～7日  
 全国労働衛生週間：準備期間 9月1日～30日                      本週間 10月1日～7日  
 茨城県産業安全衛生大会：10月 4日(火) 会場：ザ・ヒロサワ・シティ会館(茨城県立県民文化センター)  
 全国産業安全衛生大会：10月19日(水)～10月21日(金)              開催地等：福岡  
 年末年始無災害運動期間：12月15日～1月15日  
 免許出張特別試験：試験日 未定                                      試験会場：未定

#### <試験の種類>

- 衛生管理者(一種・二種)    ○一級ボイラー技士    ○二級ボイラー技士
- クレーン・デリック運転士(クレーン限定)    ○移動式クレーン運転士    ○エックス線作業主任者
- ガス溶接作業主任者    ○ボイラー整備士    ○潜水士

### II 講習会等

次頁以下の「令和4年度安全衛生関係講習予定表」に基づき実施します。但し、会場、講師等の都合で実施時期を変更する場合がありますので、予めご了承下さい。尚各講習会等については日時・会場等が決定次第、「受講希望調査票」を提出された事業場には、その都度ご案内を差し上げます。

また、当会のホームページ及び当会発行の広報誌「いばらき労働基準」の「講習会ご案内」、茨城新聞の「労働基準ニュース」欄に講習計画を掲載いたします。

#### 1. 能力向上教育・安全衛生教育について

労働安全衛生法第19条の2及び同法第60条の2の規定に基づく「労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針」及び「危険又は有害業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」により、能力向上教育・安全衛生教育として実施するものです。

該当者には、この教育を受講するようお勧めいたします。

#### 2. 受講資格を要する講習について

各種技能講習等の受講資格については、講習会開催の都度ご案内いたしますが、不明の点は、当連合会又は地区労働基準協会へお問合せ下さい。

### III 免許試験準備講習会日程

令和4年度の免許出張特別試験は、詳細未定ですが実施予定しております。受験される方は受験準備講習会をご利用下さい。

種 目		開 催 日	会 場
受験準備講習会	1	6月13日(月)～15日(水)	ポリテクセンター茨城 (常総市)
		6月23日(木)～25日(土)	中央安全衛生教育センター (水戸市)
		7月 4日(月)～ 6日(水)	中央安全衛生教育センター (水戸市)
		7月11日(月)～13日(水)	中央安全衛生教育センター (水戸市)
		8月 1日(月)	中央安全衛生教育センター (水戸市)
	第二種衛生管理者	7月 7日(木)～ 8日(金)	中央安全衛生教育センター (水戸市)
2	ガス溶接作業主任者	6月29日(水)～30日(木)	中央安全衛生教育センター (水戸市)
3	エックス線作業主任者	6月27日(月)～28日(火)	茨城県産業会館研修室 (水戸市)

# 《令和4年度 安全衛生関係講習予定表》

## I 技能講習 (法第14条、法第61条第1項) 実施教習機関「茨城労働局長登録教習機関・(一社)茨城労働基準協会連合会」

登録番号	種別	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1-7	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 (学科2日・実技1日)		連合会 鹿島	連合会	日 立 古 河 島	連合会	連合会 鹿島	連合会 ※常総 (土龍)	日 立 鹿島	連合会	連合会 鹿島	連合会 ※龍ヶ崎 (土常)	日 立 鹿島	連合会 鹿島
1-5	有機溶剤作業主任者 (学科2日)		連合会	日 立 筑 西 龍ヶ崎 鹿島	連合会 古 河 常	日 立 土 浦 鹿島	連合会 古 河 龍ヶ崎	連合会 鹿島	日 立 土 浦	連合会 龍ヶ崎 鹿島	日 立 常	連合会 土 浦 鹿島	連合会 日 立 鹿島	
1-2	乾燥設備作業主任者 (学科2.5日)				連合会	※筑西 (古)			連合会	※土浦 (常龍)		日 立	連合会	
1-4	鉛作業主任者 (学科2日)			連合会								連合会		
1-10	ガス溶接 (学科1.5日・実技0.5日)		水 戸 土 浦	*古河 (筑) ※龍ヶ崎 (常)	鹿 島	※古河 (筑)		日 立	水 戸 ※龍ヶ崎 (常)	鹿 島	土 浦			※龍ヶ崎 (常)
1-13	玉掛け (学科2日・実技1日)		日 立 太 龍ヶ崎 鹿島	水 戸 土 常	日 立 古 河 太 龍ヶ崎	水 戸 土 鹿	日 立 古 常	水 戸 土 筑 太 龍ヶ崎 鹿島	日 立	水 戸 土 古 常 龍ヶ崎	日 立 西	土 浦 田	水 戸 日 立 古 常 龍ヶ崎	土 浦 西
1-1	プレス機械作業主任者 (学科2.5日)			連合会	※古河 (筑)				※常総 (土龍)		連合会			
1-11	フォークリフト運転 (学科1日・実技3日)		連合会 水 戸 日 立 土 筑 古 常 龍ヶ崎 鹿島	連合会 水 戸 日 立 土 古 太 常 龍ヶ崎 鹿島	連合会 水 戸 日 立 土 筑 古 常 龍ヶ崎 鹿島	連合会 水 戸 日 立 土 筑 古 太 常 龍ヶ崎	連合会 水 戸 土 古 常 鹿	連合会 水 戸 日 立 土 筑 古 常	連合会 水 戸 土 古 常 龍ヶ崎 鹿島	連合会 水 戸 日 立 土 筑 古 太 常 龍ヶ崎	連合会 水 戸 土 常 龍ヶ崎 鹿島	連合会 水 戸 日 立 土 古	連合会 水 戸 日 立 土 筑 古 鹿	連合会 水 戸 土 古 太 常 龍ヶ崎
1-12	ショベルローダー等運転 (学科1日・実技3日)			連合会					連合会					
1-8	床上操作式クレーン運転 (学科2日・実技1日)			土 浦 古 太	水 戸	古 河 太 田	鹿 島	水 戸 土 浦	筑 西 古 太 河 田	水 戸		龍ヶ崎 (常)	土 浦 田	水 戸
1-9	小型移動式クレーン運転 (学科2日・実技1日)		連合会 鹿島		連合会	太 田			太 田 ※龍ヶ崎 (土常) 鹿島	連合会			太 田	
1-14	石綿作業主任者 (学科2日)		連合会			鹿 島			連合会					
1-15	特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者 (学科2日) (*印は溶接ヒューム向け)		*日 立 *土 浦 *鹿島	*連合会 *古河 (筑) *龍ヶ崎	*日 立 *太 常 *鹿島	連合会	*連合会 *日 立 *太 鹿	連合会 *古河 (筑) *常 総 *鹿島	*鹿 島	*連合会 *土 浦	*日 立 *鹿島 *龍ヶ崎	*連合会 *常 総	連合会 *鹿島	*連合会
1-16	化学設備関係第一種 圧力容器取扱作業主任者 (学科3日)									鹿 島				

(注) 1.各月の枠内の名称は申込先です。  
 2.\*印は、( )内の各協会(土浦、筑(筑西)、古(古河)、常(常総)・龍(龍ヶ崎)}でも申し込みめます。  
 3.受講申込みの際、写真1枚(サイズ3.0cm×2.4cm)を必要とします。  
 4.法令の改正などにより、技能講習種別、予定が変わる場合があります。

## II 特別教育 (法59条第3項)

種別	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
研削と石の取替え等の業務	自由	水 戸 古 河		※常総 (龍)	日 立 西		古 河 太 鹿 田 島	水 戸 日 立 土 浦			日 立 ※常総 (龍)		筑 西
	機械						※常総 (龍)						日 立
プレス・シャーの金型等取付け等の業務					古 河			※龍ヶ崎 (常)					
アーク溶接等の業務			水 戸 筑 古 西 河 島	太 田 ※龍ヶ崎 (常)		※龍ヶ崎 (常)	土 浦	水 戸 古 河 鹿 島	筑 西 ※龍ヶ崎 (常)		日 立	水 戸 ※龍ヶ崎 (常)	土 浦
電気取扱業務	(低圧)	鹿 島		土 浦	水 戸 日 立 ※古河 (筑)		※龍ヶ崎 (常) 鹿島		日 立		水 戸		日 立
	(高圧)			水 戸		水 戸			水 戸				水 戸

種別	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
クレーン運転の業務(5トン未満)	日立	龍ヶ崎 鹿島	土浦 筑西 古河	常総 龍ヶ崎	太田	古河	筑西 龍ヶ崎	日立 鹿島	土浦 常総 龍ヶ崎			筑西 龍ヶ崎	
産業用ロボットの教示・検査等の業務			水戸		古河	※土浦				水戸	筑西		
特定粉じん作業			日立		古河	※土浦				日立 筑西	水戸		
廃棄物焼却施設業務	連合会												
酸素欠乏危険作業(第2種)	連合会												
フルハーネス型墜落制止用器具 (6Hコース)	連合会 (2回) 古河				連合会 (2回) 鹿島		古河 ※常総 (龍)	連合会 (2回)	鹿島		連合会	連合会 (2回) 古河 ※常総 (龍)	

※印は、県南地区(土浦・常総・龍ヶ崎)、県西地区(筑西・古河)での実施協会を示す。

### Ⅲ 能力向上教育

種別	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全管理者 (法第19条の2第1項)							連合会					※土浦△	
衛生管理者 (法第19条の2第1項)											連合会	※龍ヶ崎△	
有機溶剤作業主任者 (法第19条の2第1項)							連合会						
特定化学物質作業主任者 (法第19条の2第1項)							連合会						
職長・安全衛生責任者(建設業) (平成29年2月20日 基発第0220第3号)							連合会						
職長(製造業) (令和2年3月31日 基発第0331第7号)		水戸				水戸					水戸		

※印は、県南地区(土浦・常総・龍ヶ崎)での実施協会を示す。△印は連合会との共催を示す。

### Ⅳ 安全衛生教育等

種別	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全管理者選任時研修 (労働安全衛生規則第5条)	連合会			連合会 古河	※常総△	連合会	日立△	連合会	日立△	連合会		連合会 鹿島△	
安全衛生推進者講習 (法第12条の2)	土浦			水戸 筑西 鹿島	日立 常総 (龍)			古河 鹿島			水戸		
衛生推進者講習 (法第12条の2)				連合会						連合会			
職長教育 (法第60条)	水戸 土浦 鹿島	鹿島	水戸 土浦 筑西	鹿島	土浦 筑西 鹿島	筑西 鹿島	水戸 土浦 鹿島	筑西 鹿島	土浦 鹿島	鹿島	水戸 土浦 筑西	筑西 鹿島	
職長・安全衛生責任者教育 (法第60条・16条)	古河 龍ヶ崎	日立 太田 常総		日立 古河 常総 龍ヶ崎	水戸	日立 龍ヶ崎	古河 太田 常総	日立 龍ヶ崎	水戸	日立 古河 常総 龍ヶ崎			日立 常総 龍ヶ崎
新入社員安全衛生教育 (法第59条第1項)	水戸 常総 龍ヶ崎												
フォークリフト運転者 (法第60条の2第2項)						連合会						※龍ヶ崎△	
有機溶剤業務従事者教育 (S59.6.29 基発第337号)	連合会												

※印は、県南地区(土浦・常総・龍ヶ崎)での実施協会を示す。△印は連合会との共催を示す。

### Ⅴ その他の講習

種別	月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
リスクアセスメント担当者研修(製造業等) (H12.9.14 基発第577号)				古河			筑西 鹿島						連合会
事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修 (法第70条の2第1項健康保持増進のための指針公示第3号)												連合会	
局所排気装置等の定期自主検査者講習 (H20.3.27 基発第0327002号)		連合会						連合会					連合会
保護具着用管理者研修 (H17.2.7 基発第0207006号)(H17.2.7 基発第0207007号)		連合会				連合会			連合会			常総	連合会
ゼロ災研修会				常総 鹿島									
KYTトレーナー研修会				連合会						連合会			
労働安全衛生活動基礎研修講座(KYT)										龍ヶ崎			
労務管理セミナー												古河	
化学物質管理者養成研修					連合会							連合会	
一般建築物石綿含有建材調査者講習				連合会			連合会			連合会			連合会

△印は連合会との共催を示す。

## 技能講習受講料及びテキスト代一覧表

茨城労働局長登録教習機関：(一社)茨城労働基準協会連合会

※の受講料は令和4年4月1日以降開催の講習から適用されます。

(単位：円)

種 別	受講料			テキスト代			
	受講料	消費税	計	テキスト代	消費税	計	
※酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	14,000	1,400	15,400	2,100	210	2,310	
有機溶剤作業主任者	8,982	898	9,880	1,800	180	1,980	
特定化学物質及び 四アルキル鉛等作業主任者(注)	一般	8,982	898	1,800	180	1,980	
	溶接ヒューム向け	9,546	954	10,500	1,800	180	1,980
石綿作業主任者	8,982	898	9,880	1,800	180	1,980	
乾燥設備作業主任者	8,982	898	9,880	1,400	140	1,540	
鉛作業主任者	8,956	895	9,851	1,600	160	1,760	
※ガス溶接*	10,000	1,000	11,000	800	80	880	
※玉掛け*	全科目	16,819	1,681	18,500	1,528	152	1,680
	力学学科免除等	15,182	1,518	16,700			
プレス機械作業主任者	8,982	898	9,880	1,400	140	1,540	
フォークリフト運転*	全科目	35,047	3,504	38,551	1,528	152	1,680
	走行学科免除	32,000	3,200	35,200			
※ショベルローダー運転	41,000	4,100	45,100	1,700	170	1,870	
床上操作式クレーン運転 (5トン以上)*	全科目	30,000	3,000	33,000	1,528	152	1,680
	力学学科免除等	28,000	2,800	30,800			
小型移動式クレーン運転 (1～5トン未満)	全科目	30,000	3,000	33,000	1,528	152	1,680
	力学学科免除等	28,000	2,800	30,800			
化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	10,472	1,047	11,519	2冊1組 2,953	295	3,248	

1. \*外国語修了試験を準備しております。使用する場合は、別途1,650円(税込)をご負担いただきます。
2. 法令の改正などにより、受講料、テキスト代が変わる場合があります。
3. (注)「溶接ヒューム関係事項」を重点とした同講習の場合、受講料は別途となります。

## 特別教育等受講料及びテキスト代一覧表

<茨城労働基準協会連合会主催特別教育等>

※の受講料は令和4年4月1日以降開催の講習から適用されます。

(単位：円)

種 別	受講料			テキスト代			
	受講料	消費税	計	テキスト代	消費税	計	
特別教育	廃棄物焼却施設業務	5,304	530	5,834	900	90	990
	酸素欠乏危険作業(第2種)	6,856	685	7,541	1,200	120	1,320
	フルハーネス型墜落制止用器具*	7,408	740	8,148	900	90	990
能力向上教育	安全管理者	11,426	1,142	12,568	2,000	200	2,200
	衛生管理者	14,278	1,427	15,705	2,500	250	2,750
	有機溶剤作業主任者	11,426	1,142	12,568	2,000	200	2,200
	特定化学物質作業主任者	11,426	1,142	12,568	2,200	220	2,420
安全衛生教育等	職長・安全衛生責任者	7,000	700	7,700	982	98	1,080
	安全管理者選任時研修(全科目)*	11,426	1,142	12,568	1,500	150	1,650
	衛生推進者養成講習	7,000	700	7,700	1,000	100	1,100
	フォークリフト運転業務従事者教育	6,667	666	7,333	1,550	155	1,705
	有機溶剤業務従事者労働衛生教育	4,760	476	5,236	900	90	990
	リスクアセスメント担当者研修(製造業等)	5,713	571	6,284	1,400	140	1,540
	局所排気装置等の定期自主検査者講習	22,491	2,249	24,740	6,600	660	7,260
その他の講習	マスクに係る保護具着用管理責任者養成講習	5,455	545	6,000			
	化学物質管理者養成研修	7,223	722	7,945	2,800	280	3,080
※一般建築物石綿含有建材調査者講習	35,000	3,500	38,500	4,800	480	5,280	

1. 各地区協会主催の特別教育等については主催地区協会へお問い合わせください。
2. \*科目免除があります。詳細については当連合会へお問い合わせください。
3. テキスト代及び送料は改定されることがありますのでご了承ください。
4. 一旦納入されました受講料は申込締切期間経過後はお返しいたしません。

問合せ先電話番号	
連合会	029(225)8881 FAX(227)4507
水戸	029(233)6622 FAX(233)6626
日立	0294(23)3431 FAX (23)3461
土浦	029(824)0324 FAX(824)0325
筑西	0296(24)2796 FAX (24)9303
古河	0280(31)4176 FAX (32)6116
太田	0294(72)3489 FAX (73)2716
常総	0297(22)0949 FAX (22)3537
龍ヶ崎	0297(62)7923 FAX (64)1498
鹿島	0299(83)8440 FAX (83)8478

# 講習会のご案内 (令和4年1月中旬~2月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者</b>		
2/15~16・17-18	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
2/15~16・17	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
1/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
1/20~21	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
1/27~28	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
2/8~9	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
2/9~10	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/9~10	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
1/25~27	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
2/14~16	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>ガス溶接</b>		
2/25~26	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>玉掛け</b>		
2/3~4・7・8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
2/3~4・5	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
2/17~18・19	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
2/17~18・21・22	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
2/18~19・20	平成館 (古河市)	古河協会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
2/1	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
2/2	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
2/6	平成館 (古河市)	古河協会
2/10	日立商工会議所会館 (日立市)	日立協会
2/12	NC東日本コンクリート工業(株) (筑西市)	筑西協会
<b>床上操作式クレーン運転</b>		
1/24~25・26・27・28	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・常総協会
2/3~4・5	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
2/17~18・19	常陸太田市商工会館 (常陸太田市)	太田協会
<b>石綿作業主任者</b>		
2/7~8	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
2/3~4	平成館 (古河市)	古河協会
2/3~4	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
2/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
2/24~25	平成館 (古河市)	古河・筑西協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>研削と石の取替え等の業務(自由研削)</b>		
1/28	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
<b>アーク溶接等の業務</b>		
1/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>電気取扱業務(低圧)</b>		
2/22(学科のみ)	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
2/1~3	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
2/4~5	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会

<b>産業用ロボットの教示・検査等の業務</b>		
1/24~25	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
<b>廃棄物焼却施設業務</b>		
2/28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>安全管理者能力向上教育</b>		
2/25	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
<b>衛生管理者能力向上教育</b>		
1/19~20	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/3~4	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・土浦・龍ヶ崎協会
<b>フォークリフト運転従事者安全衛生教育</b>		
2/4	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎・土浦・常総協会
<b>職長教育</b>		
1/25~26	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
2/8~9	茨城県トラック協会県西地区研修会館 (筑西市)	筑西協会
2/14~15	ザ・ヒロサワ・シティ会館 (水戸市)	水戸協会
2/15~16	ワークヒル土浦 (土浦市)	土浦協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
1/17~18	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総協会
1/18~19	日立シビックセンターマーブル会議室 (日立市)	日立協会
1/20~21	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 (龍ヶ崎市)	龍ヶ崎協会
1/22~23	平成館 (古河市)	古河協会
<b>安全衛生推進者講習</b>		
1/27~28	中央安全衛生教育センター (水戸市)	水戸協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
2/17~18	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
2/24~25	鹿嶋勤労文化会館 (鹿嶋市)	鹿島協会
<b>事業場内メンタルヘルス推進担当者養成研修</b>		
2/1~2	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>化学物質管理者養成研修</b>		
2/24	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>一般建築物石綿含有建材調査者講習</b>		
2/21~22	中央安全衛生教育センター (水戸市)	連合会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
2/9	ポリテクセンター茨城 (常総市)	常総・龍ヶ崎協会
2/5	平成館 (古河市)	古河協会
<b>免許試験受験準備講習会(第一種衛生管理者)</b>		
2/3~5	茨城県産業会館 (水戸市)	連合会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。  
 詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507  
 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626  
 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461  
 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325  
 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303  
 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116  
 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716  
 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537  
 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498  
 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478

# 労働保険概算保険料(第3期分)の 納付は1月31日までに

労働保険料の年度更新申告において、概算保険料の金額が40万円(労災保険又は雇用保険のいずれか一方の保険関係のみが成立している場合は20万円)以上の場合、労働保険料の納付を3回に延納(分割)することができます。

各期の法定納期限は、下記のとおりです。

全期・第1期分	令和3年 7月12日
第2期分	令和3年11月 1日
第3期分	令和4年 1月31日

第3期分の納付書は1月中旬に発送予定としておりますので、納期限までに納付されますようお願いいたします。

なお、口座振替にて納付される場合の振替日は、令和4年2月14日となります。

労働保険料の納付等にかかるお問い合わせは、茨城労働局総務部労働保険徴収室(029-224-6213)までお願いいたします。

## 一部技能講習等受講料改定のお知らせ(令和4年度より)

茨城労働基準協会連合会並びに各地区協会が実施している技能講習、特別教育等の受講料は、平成29・30年度に見直し、一部の値上げ改定を行いました。以降改定を見送り、受講生の皆様のご負担を最小限に留める努力を続けてまいりました。しかしながら、今般、経費の見直しなど総合的な検討を行った結果、やむを得ず、令和4年4月1日以降に開講する一部の技能講習等につきまして、受講料の改定を行うことといたしました。受講ご希望の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

### 県内の労働災害発生状況速報 (令和3年11月末現在)

業 種 別		令 和 3 年		前 年 同 期	
計		( 19 )	2,946	( 16 )	2,546
製 造 業		( 3 )	757	( 2 )	680
鉱 業		( 0 )	5	( 0 )	10
建 設 業		( 7 )	331	( 4 )	255
内 訳	土 木	( 1 )	76	( 2 )	61
	建 築	( 6 )	200	( 1 )	135
	そ の 他	( 0 )	55	( 1 )	59
運 輸 交 通 業		( 1 )	353	( 1 )	338
貨 物 取 扱 業		( 0 )	47	( 0 )	40
農 林 業		( 0 )	51	( 1 )	66
畜 産 水 産 業		( 1 )	121	( 1 )	124
商 業		( 3 )	405	( 1 )	366
そ の 他		( 4 )	876	( 6 )	667

(注) ( )内は、死亡者で内数

雇う上でも、働く上でも、  
最低限のルール

最低賃金は、  
暮らしの  
支えです。

# 最低賃金



使用者も、労働者も。

茨城県最低賃金は

**879**円 時間額

発効日: 令和3年10月1日

※特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

## 茨城県の特定(産業別)最低賃金

産業名	鉄鋼業	はん用機械器具、 生産用機械器具、 業務用機械器具製造業 (機械器具製造業等)	計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業(電気・精密機械器具等製造業)	各種商品小売業
最低賃金額(時間額)円	<b>975</b>	<b>935</b>	<b>932</b>	<b>881</b>
発効日	R3.12.31	R3.12.31	R3.12.31	R3.12.31

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。詳しくは、茨城労働局のホームページをご覧ください。 <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/>

茨城労働局・労働基準監督署・(一社)茨城労働基準協会連合会・(一社)茨城県経営者協会  
茨城県中小企業団体中央会・茨城県商工会議所連合会・茨城県商工会連合会・日本労働組合総連合会茨城県連合会